

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、母子保健事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

神奈川県海老名市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）や、母子保健法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第40条第1項第1号から第8号及び第11号 母子保健法施行規則第3条第1項第2号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条及び38条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 こども育成課 こども健康係
②所属長の役職名	こども育成課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海老名市市長室文書法制課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4542

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海老名市保健福祉部こども育成課 〒243-0422 神奈川県海老名市中新田377番地 電話 046(235)7885
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際は、住所を含む3情報(氏名、生年月日、性別)の情報を照会し、個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する場合は、複数人で確認作業を行うようにしている。そのため人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)へ、情報セキュリティに関する研修を実施している。また番号連携情報照会システムの利用は、個人番号取扱担当者に限定している。 併せて、内部セキュリティ監査を実施し、適切に特定個人情報が管理されていることを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月24日	5. 評価実施期間における担当部署	健康づくり課長 吉田 邦夫	健康づくり課長 栗野 茂美	事後	
平成30年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署①部署	保健福祉部 健康づくり課 予防係、保健係	保健福祉部 こども育成課 こども健康係	事後	
平成30年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	健康づくり課長 栗野 茂美	こども育成課長 告原 幸治	事後	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	海老名市保健福祉部健康づくり課 千243-0422 神奈川県海老名市中新田377番	海老名市保健福祉部こども育成課 千243-0422 神奈川県海老名市中新田377番	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	こども育成課長 告原 幸治	こども育成課長	事後	
令和1年5月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一第49の項	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一第49の項	事後	
令和1年12月25日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の提供の制限等)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の提供の制限等)	事後	
令和1年5月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上	番号法第9条第1項 別表第一第49の項	番号法第9条第1項 別表第一第49の項	事後	
令和4年1月25日	1. 関連情報 3. 個人情報の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の提供の制限等)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の提供の制限等)	事後	
令和4年1月25日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上	番号法第9条第1項 別表第一第49の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第56の2及	事後	
令和4年1月25日	II しいい値判断項目 1. 対象人数	平成27年8月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年9月20日	I 関連情報 3. 個人情報の利用	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第56の2及	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第56の2及	事後	
令和4年9月20日	II しいい値判断項目 1. 対象人数	令和3年10月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 3. 個人情報の利用	番号法第9条第1項 別表第一第49の項	番号法第9条第1項 別表70の項	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第40条第1項第1号から第8号及び第11号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第40条第1項第1号から第8号及び第11号	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第56の2及び第69の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条及び38条の3	【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条及び38条の3	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第56の2及び第69の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条及び38条の3		事後	
令和7年3月28日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 住基ネット照会を行う際は、住所を含む3情報(氏名、生年月日、性別)の情報を照会し、個人情報取り扱いに関して手作業が介在する場合は、複数人で確認作業を行うようにしている。そのため人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策		9)従事者に対する教育・啓発 十分である 毎年度特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)へ、情報セキュリティに関する研修を実施している。また番号連携情報照会システムの利用は、個人番号取扱担当者に限定している。 併せて、内部セキュリティ監査を実施し、適切に特定個人情報が管理されていることを確認している。	事後	